⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

［削る。］

［（第３面）～（第11面）　略］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　　号（　年　月　日）
［１～４　略］	
５　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨）
	［略］
６　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）
［７・８　略］	
９　貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う旨）
１０～２２　［略］	

（注意事項）

「＊登録番号」欄には、記載しないこと。

［（第３面）～（第11面）　略］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる。（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

４　「９　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」、「10　第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」及び「11　第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第２条第１項各号及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

［（第３面）～（第11面）　同左］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　　号（　年　月　日）
［１～４　同左］	
５　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨）
	［同左］
６　第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）
［７・８　同左］	
［項を加える。］	
９～２１　［同左］	

（注意事項）

１　「＊登録番号」欄には、記載しないこと。

２　「５　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第２条第１項各号及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

［（第３面）～（第11面）　同左］